

「内航運送取次約款」及び 「内航運送取次契約書」の制定趣旨

社団法人 日本海運集会所
書式制定委員会
運送取次事業約款制定審議特別委員会

1990年12月1日に物流2法（貨物運送取次事業法、貨物自動車運送事業法）が施行された。同法により運送取次事業を行う者は、運送取次約款を届け出なければならなくなった（貨物運送取次事業法施行規則，平成2年7月30日，運輸省令第20号，第4章「運送取次事業」第21条「登録の申請」）。日本内航海運組合総連合会は、内航関係について、これまで運送取次事業そのものが存在しなかったため、社団法人日本海運集会所書式制定委員会（委員長 水谷豊 新和海運副社長，副委員長 小原順 三菱商事取締役物流開発部長，同川越嘉三 第一中央汽船常務取締役）に、内航関係の運送取次約款制定を依頼した。これを受けて書式制定委員会は、1990年11月8日，同委員会の下に、「運送取次事業約款制定審議特別委員会」を設置した。同特別委員会は、都合2回の会合をもって、「内航運送取次事業約款」を制定した。同約款は、書式制定委員会の承認とまた運輸省の了解を得たので、ここに同約款を公表する。

なお、1990年12月20日に書式制定委員会は、「内航運送取次事業約款」に倣い、個々の内航運送取次に対する契約書式として「内航運送取次契約書」を制定したので、これも合わせてここに公表する。

I. 運送取次事業約款制定審議特別委員会委員名簿（順不同）

岩崎 貞二氏（運輸省貨物流通局貨物流通制度企画官）
山本 博之氏（運輸省貨物流通局経済課調整係長）
近江 勝彦氏（山九（株）八重洲事務所内航部マネージャー）
北本 稔氏（京北海運（株）常務取締役）
比留間嘉久氏（協同商船（株）常務取締役）
小比加 健氏（東都海運（株）社長）
清水 清氏（全日本内航タンカー海運組合専務理事）
倉石 昇氏（三立海運（株）社長）
小島小次郎氏（上野運輸商会（株）取締役業務部長）

（事務局）

長谷川英雄氏（日本内航海運組合総連合会総務部長）
谷本 裕範（日本海運集会所常務理事）
鳥取 壮宇（日本海運集会所書式仲裁部部長）
荒川 太郎（日本海運集会所書式仲裁部部長代理）

II. 内航運送に係る運送取次事業の運送取次約款認可申請様式例

平成〇年〇月〇〇日

〇〇運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表取締役 氏名

貨物運送取次事業法附則第14条第5項の規定により読み替えられた同法第29条第1項の規定に基づき、別添の運送取次約款の許可を申請いたします。

Ⅲ 内航運送取次事業約款

(適用範囲)

第1条 当社の行う内航運送に係わる運送取次事業は、この約款の定めるところによります。

2 この約款に定めのない事項は、すべて法令及び一般の慣習によります。

(委託者の通告)

第2条 委託者は、内航運送に係わる貨物の運送取次（以下「内航運送取次」という。）の委託に際し、貨物の種類、数量及び性質、荷送人及び荷受人の住所及び氏名、積揚地、運賃及び料金の支払方法その他必要な事項を書面をもって通告していただきます。

2 当社は、委託者の通告したところに従って、内航運送取次を行います。委託者の不正確な通告により生じた損害については、当社は責任を負わず、また、これにより当社が被った損害については、当社に補償していただきます。

(危険品等の内航運送取次)

第3条 危険品その他特殊な取扱いを必要とする貨物については、あらかじめ、その性質を書面で通告していただきます。

2 貨物の種類により、内航運送事業者の承諾が得られない場合には、内航運送取次を行うことができない場合があります。

(料金等)

第4条 当社が内航運送取次を引き受けたときは、取次料金その他諸費用を受けます。

(責任)

第5条 当社は、委託された運送契約の締結、内航運送事業者の選択その他内航運送取次に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、貨物の滅失、損傷又は遅延について責任を負いません。

(損害賠償責任権の譲渡)

第6条 当社が運送契約に基づき内航運送事業者に対して有する損害賠償請求権は、委託者の請求により、委託者に譲渡します。ただし、委託者の請求により当社が引き受けたときは、委託者の費用と危険の負担により当社が損害賠償請求権を行使します。

(仲裁)

第7条 当社と委託者との間に争いを生じたときは、当事者の合意により、東京又は神戸の社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとすることができます。

2 前項の仲裁は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則によります。

住所

氏名又は名称

内航運送取次契約書

委託者 (以下「委託者」という) と
 内航運送取次事業者 (以下「受託者」という) と
 は、内航運送に係わる貨物の運送取次 (以下「内航運送取次」という) について、以下の条項に基づき
 内航 送取次契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条〔委託期間〕

1. 本契約は、本契約締結日に発効し、同日より 年 月 日迄の か月間 (以下「委託期間」という) とする。
2. 委託者及び受託者は、委託期間中に行われた内航運送取次に関しては、委託期間経過後も本契約上の権利及び義務を有する。
3. 委託期間を変更しようとするときは、少なくとも2か月前に相手方に通知し、相手方の承諾を得なければならない。

第2条〔委託者の通告〕

1. 委託者は、受託者に内航運送取次の委託内容として、貨物の種類、数量、性質、荷送人並びに荷受人の住所及び氏名、積揚地、運賃及び料金の支払方法その他必要な事項を、都度書面をもって通告しなければならない。
2. 受託者は、委託者の通告のとおり内航運送取次を行わなければならない。
3. 委託者の不正確な通告により生じた損害については、受託者は免責される。また不正確な通告により受託者が損害を被ったときには、委託者は受託者に補償しなければならない。

第3条〔危険品等の取次〕

1. 委託者は、危険品その他特殊な取扱いを必要とする貨物については、あらかじめその性質を受託者に対して、書面で通告しなければならない。
2. 受託者は、貨物の種類により内航運送事業者の承諾が得られない場合には、そのような貨物の運送取次を取り止めることができる。

第4条〔料金等〕

内航運送取次料金その他諸費用は、以下のとおりとする。

取次料金 (内航運送契約締結の都度)	円又は	の	%
その他	円		
消費税	円		

第5条〔責任〕

受託者は、運送事業者の選択、委託された内航運送契約の締結その他運送取次に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、委託者に対して貨物の滅失、損傷又は遅延について責任を負わない。

第6条〔損害賠償請求権の譲渡〕

1. 受託者は、委託者の請求により、運送契約の下で有する運送事業者に対する損害賠償請求権を、委託者に譲渡しなければならない。
2. 委託者は、受託者に対し、受託者の名前で運送事業者に対し損害賠償請求を行うことを要求することができる。この場合、委託者は、損害賠償請求に係わる費用と危険の一切を負担しなければならない。

第7条〔記載外事項〕

この契約に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習による。

第8条〔仲裁〕

- 4字抹消
1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、東京又は神戸における社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
 2. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則による。

上記契約を証するため、本書2通を作り、各自記名押印して互いに1通を保有する。

年 月 日 において

委託者

受託者